

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190701	有限会社ティ・ワイ 法人番号3240002036049 代表者平田浩二	広島県呉市阿賀北1丁目1-11	広島支店	広島県広島市安佐南区伴西3丁目7-5	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成31年1月23日及び同年2月22日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
20190705	株式会社ONO company 法人番号2260001011431 代表者小野陽二	岡山県岡山市南区箕島935-8	株式会社ONO company 本店営業所	岡山県岡山市南区箕島935-8	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として平成30年8月24日及び同年10月11日に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(9)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6

20190709	有限会社セイカ運輸 法人番号12500020 14889 代表者田中義隆	山口県周南市鼓海1丁目3 24-18	本社営業所	山口県周南市鼓海1丁目3 24-18	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第4 項	公安委員会からの通報を端緒として、平成30 年7月17日及び同年8月20日に監査を実施。 8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示 の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及 び第3項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条第1項)(4)運行指示書の作成義 務違反(安全規則第9条の3第1項)(5)運転者 台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の 5第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違 反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対す る指導監督の記録義務違反(安全規則第10条 第1項)(8)運転者に対する指導監督の記録事 項義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20190710	株式会社ネストロジス ティクス 法人番号32400010 08701 代表者迫慎二	広島県広島市東区馬木7 丁目1984	出島営業所	広島県広島市南区出島2 丁目13-6	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	過去1年以内における当該営業所に係る駐停 車違反件数が3件に達したことを端緒として、 令和元年7月10日に監査を実施。1件の違反 が認められた。(1)運転者に対する指導監督 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第1項)	0	0
20190725	ナカガワシステム株式 会社 法人番号82500010 10032 代表者中川政治	山口県周南市中畷町3-2 9	周南営業所	山口県周南市三笹町6-1 9	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第4 項	情報提供を端緒として、平成30年11月5日及 び同年12月5日に監査を実施。6件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安 全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違 反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項) (3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7 条第5項)(4)運転者台帳の作成義務違反(安 全規則第9条の5第1項)(5)運転者台帳の記 載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項) (6)特定の運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第2項)	3	3